

市発行の「暮らしのしおり」に掲載する 広告主を募集!



市内に転入手続きをされた方へ配布している市役所の業務などを紹介した「暮らしのしおり」に広告を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【発行部数】約4,000部

【掲載位置】しおり(A4サイズ)巻末

【掲載料金】全ページ=6万4,000円 2分の1ページ=3万2,000円 4分の1ページ=1万6,000円 8分の1ページ=8,000円

広告の版下は、市が指定する方法等により広告主の負担で作成していただきます。

申し込みは6月1日(木)~30日(金)までに(消印有効)所定の申込書(市役所2階広報課にあります)に必要事項を記入の上、〒203 8555、市役所広報課あて郵送を。電子メール(下記メールアドレス参照)、ファクス472・1131または直接同課へ持参可。

申込書は市ホームページからも入手できます。

詳しくは同課広報担当 ☎470・7708へ。

広報課メールアドレス
koho@city.higashikurume.lg.jp

納税通知書を発送します 18年度市民税・都民税(普通徴収分)

18年度の市民税・都民税の主な改正点について

詳しくは課税課市民税係(内線2333~2337)へ。

18年度の市民税・都民税の納税通知書を6月12日付で送付します。
今回送付する納税通知書は普通徴収分で、市民税・都民税を個人で納付する方が対象となります。第1期の納期限は6月30日(金)です。
【対象となる方】17年分所得税の確定申告書または18年度市民税・都民税申告書を提出した方。17年分の給与収入や公的年金等の支払報告書が勤務先等から市役所へ提出され、市民税・都民税を個人で納付する方
【対象とならない方】申告書を提出した方でも、市民税・都民税の年税額をすべて給与から引きさされる特別徴収の方。税法上、市民税・都民税が課税されない方(非課税者)
【市民税・都民税の徴収を会社より給与天引きで行なっている方で、納税通知書が届いた方】給与天引きをしていない会社以外の収入について計算をした市民税・都民税を、普通徴収として納税通知書で納めていただく方です
18年度の課税・非課税証明書の発行は、6月12日(月)

表1 定率減税の改正額

	17年度まで	18年度から
市民税・都民税	所得割額の15%相当額 (限度額...4万円)	所得割額の75%相当額 (限度額...2万円)

18年度の市民税・都民税は定率減税が2分の1に縮減されます。

表2 65歳以上の方の
公的年金等の所得金額の計算方法

	公的年金等の 収入金額	公的年金等の所得金額
17年度まで	260万円以下	年金収入 - 140万円
	~460万円以下	年金収入 × 75% - 75万円
	~820万円以下	年金収入 × 85% - 121万円
18年度から	820万円超	年金収入 × 95% - 203万円
	330万円以下	年金収入 - 120万円
	~410万円以下	年金収入 × 75% - 37万5千円
	~770万円以下	年金収入 × 85% - 78万5千円
	770万円超	年金収入 × 95% - 155万5千円

表3 65歳以上の方の経過措置
(前年の合計所得金額が125万円以下の方)

	市民税	都民税
17年度まで	非課税	非課税
18年度	均等割...1,000円 所得割...算出税額の3分の1の額を課税	均等割...300円 所得割...算出税額の3分の1の額を課税
19年度	均等割...2,000円 所得割...算出税額の3分の2の額を課税	均等割...600円 所得割...算出税額の3分の2の額を課税

18年度は多くの方の市民税・都民税額に影響します。特に65歳以上の方は、税額が大きく変わる場合があります。改正の内容は次の通りです。
同一生計の妻に対する均等割課税の経過措置の終了
夫婦ともに市内にお住まいで、均等割を課税されている夫と生計を一にする妻の均等割の非課税廃止に伴う経過措置が終了しました。17年度では均等割20,000円(市民税15,000円・都民税5,000円)でしたが、18年度からは均等割40,000円(市民税30,000円・都民税10,000円)になります。
均等割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、低所得者の負担軽減を図るため均等割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 21万円
21万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額は22万円)。
定率減税が2分の1に縮減
表1を参照してください
減額表1を参照してください
65歳以上で、前年の合計所得金額が100万円以下の方に対する住民税の控除額48万円の控除が廃止され

18年度は多くの方の市民税・都民税額に影響します。特に65歳以上の方は、税額が大きく変わる場合があります。改正の内容は次の通りです。
同一生計の妻に対する均等割課税の経過措置の終了
夫婦ともに市内にお住まいで、均等割を課税されている夫と生計を一にする妻の均等割の非課税廃止に伴う経過措置が終了しました。17年度では均等割20,000円(市民税15,000円・都民税5,000円)でしたが、18年度からは均等割40,000円(市民税30,000円・都民税10,000円)になります。
均等割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、低所得者の負担軽減を図るため均等割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 21万円
21万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額は22万円)。
定率減税が2分の1に縮減
表1を参照してください
減額表1を参照してください
65歳以上で、前年の合計所得金額が100万円以下の方に対する住民税の控除額48万円の控除が廃止され

18年度は多くの方の市民税・都民税額に影響します。特に65歳以上の方は、税額が大きく変わる場合があります。改正の内容は次の通りです。
同一生計の妻に対する均等割課税の経過措置の終了
夫婦ともに市内にお住まいで、均等割を課税されている夫と生計を一にする妻の均等割の非課税廃止に伴う経過措置が終了しました。17年度では均等割20,000円(市民税15,000円・都民税5,000円)でしたが、18年度からは均等割40,000円(市民税30,000円・都民税10,000円)になります。
均等割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、低所得者の負担軽減を図るため均等割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 21万円
21万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額は22万円)。
定率減税が2分の1に縮減
表1を参照してください
減額表1を参照してください
65歳以上で、前年の合計所得金額が100万円以下の方に対する住民税の控除額48万円の控除が廃止され

18年度は多くの方の市民税・都民税額に影響します。特に65歳以上の方は、税額が大きく変わる場合があります。改正の内容は次の通りです。
同一生計の妻に対する均等割課税の経過措置の終了
夫婦ともに市内にお住まいで、均等割を課税されている夫と生計を一にする妻の均等割の非課税廃止に伴う経過措置が終了しました。17年度では均等割20,000円(市民税15,000円・都民税5,000円)でしたが、18年度からは均等割40,000円(市民税30,000円・都民税10,000円)になります。
均等割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、低所得者の負担軽減を図るため均等割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 21万円
21万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額は22万円)。
定率減税が2分の1に縮減
表1を参照してください
減額表1を参照してください
65歳以上で、前年の合計所得金額が100万円以下の方に対する住民税の控除額48万円の控除が廃止され

18年度は多くの方の市民税・都民税額に影響します。特に65歳以上の方は、税額が大きく変わる場合があります。改正の内容は次の通りです。
同一生計の妻に対する均等割課税の経過措置の終了
夫婦ともに市内にお住まいで、均等割を課税されている夫と生計を一にする妻の均等割の非課税廃止に伴う経過措置が終了しました。17年度では均等割20,000円(市民税15,000円・都民税5,000円)でしたが、18年度からは均等割40,000円(市民税30,000円・都民税10,000円)になります。
均等割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、低所得者の負担軽減を図るため均等割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 21万円
21万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額は22万円)。
定率減税が2分の1に縮減
表1を参照してください
減額表1を参照してください
65歳以上で、前年の合計所得金額が100万円以下の方に対する住民税の控除額48万円の控除が廃止され

年齢65歳以上の方の公的年金等控除額の変更
年齢が65歳以上の方(昭和16年1月1日以前に生まれた方)の公的年金等控除額が変更になりました(表2参照)
年齢65歳以上の方の非課税措置の廃止
年齢が65歳以上で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止になりました。ただし、17年1月1日現在で65歳以上の方(昭和15年1月2日以前に生まれた方)については、18年度・19年度に経過措置があります(表3参照)
所得割非課税限度額の見直し
直し前年の所得金額が次の金額以下の方に対しては、所得割はかかりません
計算式: 35万円 × (控除額 - 1) ÷ 2
対象配偶者 + 扶養親族 + 1
+ 32万円
32万円は扶養親族等のいる場合のみ加算します(17年度では加算額35万円)。
19年度の市民税・都民税の主な改正点は、10月1日号広報で掲載予定です。

募集



市内学童保育所・児童館の非常勤嘱託員および臨時職員

《共通事項》
【勤務内容】学童保育所または児童館における児童の保育
【募集人数】若干名
【応募方法】6月1日(木)

【応募資格】児童厚生員1級指導員または保育士、幼稚園・中学校教諭の資格を有する45歳以下の方
【応募書類】履歴書(市販のもの可。写真添付)
資格証明書の写し、学童保育所・児童館の役割について
の考えや意見を原稿用紙で800字以内にとめた小論文
【勤務時間】月曜~土曜日(祝日を除く)。月75時間以内(変則勤務あり)
【賃金】当市規定による(交通費相当額は別途支給)

社会活動団体の代表者・責任者・指導者の皆さん 「社会教育活動 主催者賠償責任保険」 にご加入を!

市では、さまざまな社会教育活動を実施する際に、責任者や指導者が安心して活動できるように「社会教育活動主催者賠償責任保険」を実施しています。
これは、社会教育関係団体などが活動中に起こした事故等により、責任者や指導者が法律上の損害賠償責任を負う場合に、その損害を補てんするもので、掛け金は全額市が負担します。昨年加入していた団体は7月1日土曜午後4時で保険の効力がなくなり、忘れずに手続きをさせていただきます。なお、この保険は傷害保険ではありません。
【対象となる団体】年間を通して活動する次の団体
子ども会など主に子どもを活動を中心とする団体
スポーツ活動を行っている団体
社会教育活動を行っている文化団体
公共施設の整備、清掃活動、防災、防犯、交通安全などの社会奉仕(無報酬)活動団体
青少年の健全育成を図ることなどを目的とする地域活動団体など
【対象となる事故および補償限度額】対人・対物事故、財物(飲食物などによる)事故、保管物(借用物)毀損など
1事故2億円(免責0円)
1事故100万円(免責1000円)
【保険期間】7月1日午後4時~19年7月1日午後4時
申し込みは6月1日(木)23日(金)に、責任者の印鑑、団体の年間活動プログラム・名簿・規約等を生涯学習課(市役所6階)へ直接持参を。
詳しくは同課社会教育係 ☎470・7784へ。

防犯灯の 維持管理費に 補助金を交付

18年度上半期分
6月15日(木)までに申請を

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、17年12月1日~18年5月31日にかかった費用(電気料・取替経費)を18年度上半期分として補助します。
各団体の代表者には、申請書をお送りしていますので、6月15日(木)までに地域政策課(市役所5階)へ申請をさせていただきます。
なお、郵送での申請は受け付けできませんのでご了承ください。
詳しくは同課住宅政策係 ☎470・7764へ。

市では、防犯灯や装飾灯を管理している自治会や商店会に対して、17年12月1日~18年5月31日にかかった費用(電気料・取替経費)を18年度上半期分として補助します。
各団体の代表者には、申請書をお送りしていますので、6月15日(木)までに地域政策課(市役所5階)へ申請をさせていただきます。
なお、郵送での申請は受け付けできませんのでご了承ください。
詳しくは同課住宅政策係 ☎470・7764へ。